平成２７年（フ）第５８１４号
神奈川県横浜市都筑区東山田３丁目８－３
グリーンコートＡ号棟１号室
債務者　飯島　慶彦
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８１７号
東京都清瀬市野塩２丁目387　清瀬野塩アパート21―102
債務者　前谷　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８２１号
東京都北区西が丘２丁目17―16―103
債務者　川畑　八郎
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３２号
東京都八王子市子安町１丁目43番６号第１八王子ハイツ806号
債務者　土屋　浩子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
熊本県八代市豊原中町2477番地１
債務者　福田さとみ（旧姓増田・東矢）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２２３号
栃木県河内郡上三川町大字西木代324番地
債務者　上野　正弘
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
熊本県山鹿市昭和町201ライフステージ山鹿203号室、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿北町四丁1773番地９
債務者　谷川　久幸
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
熊本県山鹿市鹿本町高橋402番地
債務者　中川田鶴子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５６８７号
東京都葛飾区鎌倉２丁目31－９－106
債務者　齋藤テレシータこと　サイトウ　テレシータ　メリア
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７７１号
東京都練馬区上石神井３丁目14―20　グリーンヒルズ24　201
債務者　高石　弓子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７７３号
東京都世田谷区深沢２丁目15―18―102
債務者　中島とも子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７９１号
東京都町田市金井町3133－３－22―205
債務者　長尾　文江
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７９３号
東京都葛飾区南水元３丁目６－１－230
債務者　田中奈々枝
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２４号
東京都福生市北田園１丁目12番地１シティハイム田園101号室
債務者　遠藤真由美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４９号
横浜市港北区新羽町1700番地１　ビューハイツ石田402号
債務者　小内　繁行
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部